



# 中小企業から見た働き方実行計画 — 残業規制を中心に —

平成29年3月、首相官邸で『働き方改革実行計画』が決定されました。そこでは、同一労働同一賃金を取上げた他、罰則付時間外労働の上限規制の導入等、長時間労働の是正の方向も示しています。

中小企業にとって、残業代は永遠の課題です。そこで、残業について従来からの法的な問題を整理した上で、上記計画の影響についても検討します。なお時間が許せば、本計画が示した方向（トピックス）が、中小企業に与える影響についても検討する予定です。

講演者

草尾 光一 弁護士（草尾法律事務所）

コメンテーター

根本 到 教授（大阪市立大学大学院法学研究科）

日時 平成29年7月20日(木) 18時30分～20時30分

場所 大阪市立大学文化交流センターホール

大阪市北区梅田1-2-2-600

大阪駅前第2ビル6階 大阪市立大学梅田サテライト内

参加費無料  
当日参加自由  
(予約不要)



## アクセス

JR東西線「北新地駅」下車 徒歩3分

JR大阪環状線・東海道線「大阪駅」下車 徒歩10分

地下鉄四つ橋線「西梅田駅」下車 徒歩5分

地下鉄谷町線「東梅田駅」下車 徒歩10分

地下鉄御堂筋線「梅田駅」下車 徒歩10分

阪神電鉄「梅田駅」下車 徒歩10分

阪急電車「梅田駅」下車 徒歩15分

主催 大阪市立大学大学院法学研究科、大阪市立大学中小企業支援法律センター

問合せ先 大阪市立大学中小企業支援法律センター

〒558-8585 大阪市住吉区杉本3-3-138 大阪市立大学大学院法学研究科内

電話：06-6609-9521 FAX：06-6609-9531

大阪市立大学法曹養成専攻事務室

電話：06-6605-2301 FAX：06-6605-2920

月～金（祝日を除く）9時～17時